

「洞春寺観音堂」が誕生するまで

浅川 均

―古建築の由緒を意識する―

はじめに

復古思想に覆われた明治初期、とくに寺院は、廃仏毀釈の荒波の直撃を受けて、旧体制の象徴として、破壊や収奪のターゲットと化していた。明治四年（一八七一）の「社寺領土地令」により経済的にも困難に追い込まれていた。

激動の時代に直面した社寺が、時代のうねりに適合していく様子を俯瞰する手がかりとして、筆者は、「文化財保護が意識されはじめた頃」（『山口県文書館研究紀要』第45号、二〇一八）、「近代神社資料と向き合う―野田神社を創る―」（『同』第46号、二〇一九）、「古建築に注がれた視線―瑠璃光寺五重塔明治修理―」（『同』第48号、

二〇二一）と題して関連する館蔵史料を紹介してきた。

今回は、その続編として、洞春寺観音堂（現重要文化財）にまつわる館蔵史料を手がかりとして（95頁以降のリスト参照）、寺院建築が置かれた明治期の状況を再び概括するとともに、この観音堂が、「なぜ」「どのよう」に「守り伝えられてきたのかについて考えることにする。

洞春寺観音堂は、大内持盛を開基、竜岡玄珠を開山とする観音寺の仏殿であり、堂内の厨子裏板墨書を根拠に、永享二年（一四三〇）建立とされている。もとは、山口市大字上宇野令字滝にあった（現在の山口県庁職員駐車場の場所と推測される）。観音寺は大通院と改称されたが、江戸末期に衰退、ついには明治初期に廃寺となり、観音堂のみが現地に残され、大通院廃寺後には萬年寺の管轄となった（萬年寺は、明治三十二年に寺号を洞春寺

に復する)。その観音堂は、大正四年（一九一五）に洞春寺境内の現在地に移築され、大正六年八月、国の特別保護建造物に指定された。嘉吉二年（一四四二）の建立とされる瑠璃光寺五重塔とともに中世大内文化の面影を今日に伝える貴重な歴史遺産である。

史料中、「萬年寺受持観音堂」「法泉寺観音堂」「白華厳観音堂」など複数の呼称が用いられているが、本稿では「観音堂」の略称を用いることとする。

一 明細帳を調える

明治政府の神道国教化政策がもたらした不具合は、信仰の混乱や世情の荒廃として表面化していた。社寺にまつわる古器旧物破壊の攻撃的な風潮を抑制し、民心を安定させるためにも、信仰に関する秩序の再編成は明治政府にとつての急務であり、宗教を国家体制にどのように位置づけるかの試行錯誤が繰り返された。

まず、社寺の実態把握のために、明治十二年（一八七九）に「神社明細帳」と「寺院明細帳」（以後、両者の総称で「明細帳」を用いる）が調製された。

「洞春寺観音堂」が誕生するまで（浅川）

史料①（「吉敷郡寺院明細帳」（県庁戦前B八八三）
周防国吉敷郡上宇野令村字法泉寺萬年寺受持観音堂

- 一、本尊 聖観音
- 一、由緒 創建年月不詳
- 一、堂宇 四間四間
- 一、境内 三十坪 民有地第一種 名受竹田美三郎
- 一、信徒 式百人
- 一、山口県庁迄 五丁

右取調候相違無御座候也

山口県周防国吉敷郡上宇野令村

臨濟宗萬年寺住職試補 竹下惠参[㊤]

同信仰惣代 小池団造[㊦]

竹田美三郎[㊧]

（奥書）

明治十五年二月二十七日 戸長代理用掛り 高松重三朗[㊨]

明細帳の調製により、社寺にまつわる様々な情報が内務省や府県に集約されることになった。資産状況をはじめとする社寺の内情までもが行政によつて一元管理されたことを意味するのだが、政府の社寺政策に従順であることは、一定の秩序のもとで、その存在が社会的に保証されることに繋がったので、廃仏毀釈によるダメージからの建て直しを図ろうとしていた社寺側にとつては、好都合な面もあったものと思われる。

二 古建築をめぐる

次に、社寺明細帳調製以後における、「古建築」という概念の萌芽や定着、その形成過程での「古社寺保存金」との関わりについて紹介しておく。

それらの関係性については、西村幸夫氏、清水重敦氏、山崎幹泰氏による研究に詳しい（末尾の「主要な参考文献」参照）が、ここでは、「古建築」や「古社寺保存金」のアウトラインを紹介するとともに、それらに対する山口での「受けとめ」について考えてみたい。

(1) 「古建築」について

明治十二年（一八七九）五月、内務省社寺局長桜井能監・図書局長何礼之・博物館長町田久成の三者連名で、「社寺什器永世保存之儀」とする発議が計画された（『東京国立博物館百年史』東京国立博物館、一九七三）。社寺宝物の散逸防止と保存の措置を講ずる必要性を述べ、「千歳ノ古製ヲ考フ可キ堂塔伽藍」についても、その「廃毀」や「散逸」を憂い、古社寺の建築そのものについて、「実ニ希世之旧蹟ナレバ是等ハ古器物同様ニ保

存致将来官費ヲ以テ修繕可致事」として、官費で修繕すべきであるとしている。古建築を意識した最初期の公的見解とされる。

(2) 「社寺保存内規」と「古社寺保存金」について

明治十三年（一八八〇）七月、古社寺維持の方策として「社寺保存内規」が示され、「古社寺保存費」が内務省管轄予算として計上されることになった。

古社寺保存金は「古社寺保存金下附取調心得」により厳密な運用が図られた。直接維持と間接維持の二つの維持方法による運用が想定されていた。直接維持とは、個別の建造物の修繕への補助と社寺が蓄えてきた社寺永続保存金への助成を指し、間接維持とは、修繕等に関わる報労金や社寺の宗教行事（例祭や法会）への寄附を指していた。保存金の大半は直接維持に充てられていたとされ、間接維持は明治十九年度で廃止となつている。

直接維持に関しては、永続保存資金への助成補助が強く意識されていたと理解されてきた。つまり、個々の社寺が独自に形成してきた保存資金（資産）に、政府から下付された保存金を加えて、それを原資として貯金し、その利子を建造物の維持修理に際して生じる経費に充て

ていたとするものである。

ところが、近年の清水重敦氏による研究成果で、大規模な修繕や社寺再興への支援も永続資金への助成と同様に重視されていた実態が明らかにされた。

ただし、明治十七年の「内務省年報」（『内務省年報・報告書』第一二巻）には、「古社寺保存」の項目に、「保存助成金八四百年前創造ノ殿堂即徴古上保持スヘキモノ若クハ名勝ノ地ニ存在セル世上稀有ノ建造物ノ類有志者ヲシテ維持方法ヲ立テンカ為メ勸奨ニ係ル金額ヲ下付セシモノナリ」とある（波線は筆者）。

「古い」という要件に加えて、所有者・管理者や総代・氏子・檀家など古建築に関わりのある者すべてが、その維持方法を確立するための「呼び水」として下付されるものと、述べられている。内務省による古社寺保存金の性格を考える手がかりとなる情報なのかもしれない。

(3) 「観音堂」への「古社寺保存金」をめぐるつて

山口の古社寺に向けられた保存金の運用実態の詳細については、現時点では、館蔵史料からは十分に解明できていない。『古社寺保存金便覧』（山崎有信、一九〇三）に掲載された「古社寺保存法実施以前内務省ヨリ保存資

「洞春寺観音堂」が誕生するまで（浅川）

表1. 古社寺保存法実施以前の県内の内務省保存資金下付社寺

社寺名	所在地	年度	金額	特別保護建造物	指定建造物	備考（現指定種別ほか）
今八幡宮	吉敷郡上宇野令村	明治16	300円	明治40年指定	本殿・拝殿	重文
平清水八幡宮	吉敷郡平川村	明治16	300円	明治40年指定	本殿	重文
観音堂	吉敷郡上宇野令村	明治18	100円	大正6年指定		重文
忌宮神社	豊浦郡長府村	明治18	500円	—		（長門二宮）
關伽井坊	都濃郡末武北村	明治20	50円	明治40年指定	塔婆	重文
瑠璃光寺	吉敷郡上宇野令村	明治20	100円	明治36年指定	五重塔	国宝
叡山寺	豊浦郡長府村	明治21	100円	明治36年指定	仏殿	国宝
石城神社	熊毛郡塩田村	明治22	100円	明治40年指定	本殿	重文
松崎神社	佐波郡防府町	明治23	300円	—		登録（平成21年）
玉祖神社	佐波郡右田村	明治23	300円	—		（国防一宮）
住吉神社	豊浦郡勝山村	明治23	400円	明治36年指定	本殿	国宝
国分寺	佐波郡防府村	明治23	200円	—	金堂	重文（平成元年）

注① 下付された保存金すべてが記録されているわけではない。

明治15年の瑠璃光寺五重塔上部三層の屋根葺き替えには内務省から50,000円の下付があった。

注② 下付金の多寡が見られるもの、それだけで、「宮繕のための直接補助」にあたるのか、「永続資金への補助」にあたるのかについては判別できない。「宮繕のための直接補助」は、京都・奈良所在の著名な古社寺に優先的に配分されていた可能性もある。

注③ 表中、観音堂への下付金は「永続資金への補助」に該当する《史料リスト 明治18年H・明治19年F》

注④ 松崎神社の社殿は昭和27年に焼失、現登録文化財の社殿は昭和33年再建。

金下附ノ社寺名」から山口県関係分を表1として掲げた。

古社寺保存金は、各社寺で独自に形成されてきた永続保存資金に組み入れられる支援金である。金額は僅かではあっても、それは、政府から下付されたものである。

保存金の預け入れにより生じる利子という形になるにせよ、保存金が、古建築の維持修繕管理にまつわる経費として機能することになる。これにより、地域にあつては、当該建造物が、政府のいう「古建築」のカテゴリーに組み込まれたものと認識されたと考えられる。保存金が下付されたという事実は、名誉なこととして受け止められる側面も少なからずあつたものと思われる。

「観音堂」についても、内務省からの下付金は山口県の支金庫であつた第一百国立銀行銀行山口支店に預けられていた（その証書は県庁〈内務部戸籍掛〉に保管されていた）。

内務省から下付された保存金の他にも、「観音堂」の維持保存に向けて、独自の方策も打ち出されていた。

たとえば、旧藩主毛利家からの寄附金（明治二十年支給決定）は、毛利家用達所に預け入れられ、その利子が永続資金として計上された。

史料② 「奉伺録」（明治二十年、用達所）
〈毛利家文庫9 諸省五七三（62-14）〉

一、金貳百円

山口県周防国吉敷郡上宇野令字法泉寺臨濟宗万年寺受持

観音堂

右本堂保存金ノ内へ御寄附金之義、別紙之通款願申出候処、該所八清光院殿御廟所モ有之、且右本堂之義八御由緒モ有之事ニ付、特別之筋ヲ以テ本文之通御寄附可相成哉

（朱書）

辞令案

書面永続資金之内へ金貳百円寄附相成候事

但、右金ノ義八山口毛利家用達所へ預リ置、利陪増殖之方法

ヲ設ケ置、入用之都度其理由申出候八、詮議之上可相渡候事

明治二十年六月二十二日 家令ノ印

このほか、「観音堂」関係者の自助努力として、頼母子（「頼若」）が組織され、その利子を保存資金に組み込む工夫も見られた。

明治二十七年四月の保存金下付申請（「寺院事務」県庁戦前B一〇一七）に際しては、前年五月提出の「観音堂」修繕願の適否が検討されている。一連の参考資料として、明治二十七年三月の「頼母子関係者名簿」が添付されている。そこには、萬年寺住職佐藤徳巖や総代の名前が見られる。それ以外の人々は檀家にあたるのである

うが、当時の山口（上宇野令村）でどのような階層にあたるのかについて明らかにできれば、古建築を支えていた地域の力の実像をより鮮明にできるだろう。

また、明治二十九年の「観音堂修繕願」（「寺院事務」県庁戦前B一〇二〇）には、「字法泉寺観音堂永続資金勘定帳写」が添付されている。明治十年代後半から明治二十年代なかばにかけての「観音堂」にまつわる保存資金の動きを具体的にあとづけることが可能である。

政府にとっても、古社寺保存金の下付は、歴史を大切にす文化国家であることを対外的に顕示できるというメリットもあつた。いわゆる「条約改正」が国家的な命題となつていた時期にあたるため、対外的なアピールは、常に明治政府の思惑の片隅に置かれていたものと思われる。

古社寺保存金のシステムは、明治三十年の古社寺保存法成立まで続いた。

(4) 四百年前建造物調査

古社寺保存金制度の運用にあたり、その対象となる古社寺の要件として掲げられたのが「四百年以前創立の社寺」という括りである。

当初は「古くに創立された社寺」が保存などの特別な意識を向けられる対象とされていたが、やがて、そのターゲットは「社寺の有する建立時期の古い建築物」へと変化をみせる。

「四百年」は、「古い」の基準として掲げられた数値なのであるが、なぜ「四百年」だったのかについては諸説がある。内務省による社寺の実状把握が活発になつた明治十年代をおおむね一八八〇年くらいと仮定すれば、その四百年前の一四八〇年頃は文明年間にあたる。「応仁の乱」の終焉時期がイメージされて、戦乱による混乱の時期を生き抜いた建造物という設定であつたとも思われる。

さて、社寺に関わる「四百年前建造物」については、明治十五年（一八八二）十一月の内務省達乙第五七号を受けて、山口県では、同年十一月二十八日乙第一八八号により調査が指示されている。

提出された取調報告は『内務省社寺局古社寺建物調簿』として編集されたようであるが、現在、その所在は不明とされる。奈良県や京都府で、この報告の府県控に相当すると推察される記録が確認されている。当館所蔵の行

政文書からは、この「四百年前社寺調査」の山口県側の控に該当する記録は見いだせない。

しかし、保存金をめぐる内務省との往復文書に「已二十六年中内務省へ御上申相成居候」「凡四百年前ノ建物二付、十六年九月取調上申及置候」とあり、山口県域の「四百年前社寺建造物」の調査は、明治十六年九月に内務省に上申されていることは明らかである。

史料③ 「寺院事務」（明治十八年）（県庁戦前B一〇〇三）

山口県周防国吉敷郡上宇野令村臨濟宗万年寺受持観音堂ノ件
二付取調書

（中略）

建物坪数一五坪四合

去ル明治十五年進達ノ明細表、観音堂（四間四間）ト有之候
八誤謬ニテ、四百年前ノ建物調査ノ際進達仕候、梁行三間五
尺一寸桁行四間二相違無之候間、明細表御直付被下度候

創建年月日

永享二年（月不詳）

（中略）

明治十八年十月二十八日

山口県吉敷郡上宇野令村

臨濟宗萬年寺住職

右信徒惣代

厳永真乗[㊤]

小池団造[㊤]

武田美三郎[㊤]

大深重就[㊤]

山口県令 原保太郎殿

史料③は、明治十八年九月の「観音堂」に係る保存金下付申請に際しての、「明細帳」と「四百年前調査」の記載内容の齟齬に関する照会に対する萬年寺側からの回答の一部である。記載内容についての説明を加えた後に、「明細帳（明細表）」訂正を申し出ている。

この回答は、「観音堂」の管理者である萬年寺住職と総代三名の連名により作成され、上宇野令村の戸長による奥書が添えられ、吉敷郡経由で県に提出され、その後、内務省社寺局宛てに提出されている。こうした文書の伝達の経緯は、保存に意を注ぐべき関係者を浮き彫りにする。政府からの下付金（保存金）への、それぞれの金銭的対応の有無については、現時点では史料的に明らかにできていない。しかし、文書による指示や回答の伝達が繰り返されることにより、地域全体として、古建築に対する関心が深まり、保存や維持管理に向けた気運が醸成され、「守るべきもの」としての認識が定着することに繋がっていったのではないかと考える。

明治十七年の「内務省年報」の記載に見られる「有志者ヲシテ維持方法ヲ立テンカ為メ勸奨ニ係ル金額ヲ下付セシモノナリ」を再度思い起こしてみたい。ここに見える

る「維持方法ヲ立テンカ為メ勸奨ニ係ル」という感覚は、今日、文化財の存在意義について論ずるにあたって持ち出される「国民的財産」「社会全体で共有する資産」として文化財をとらえるべき、という感覚に近いもののように感じられる。

三 由緒について

(1) 由緒の醸成

「明細帳」調製や「四百年前調査」の後にも、建造物の修繕申請などに係る内務省との文書往復の過程で、とくに建造物の由緒に関する新知見が強調されていることが複数の史料により確認できる。由緒は、こうして積み上げられていった。

明治二十年（一八八七）、毛利家に対する「観音堂」の保存資金への寄附金依頼に際して作成された嘆願書にも「観音堂」の由緒が詳しく述べられている。

次に掲げるのは、古社寺保存法成立を前にした明治二十八年、「古社寺取調事項標準」（四月五日内務省訓令第三号）を受けた「古社寺並著名ノ社寺及名所旧蹟ノ建

築物並碑碣著名ノ宝物類ニシテ保存ヲ要スヘキモノ」についての調査報告中の「観音堂」に関する記載である。

史料④ 「古社寺取調書」（吉敷郡寺院 明治二十八年）

白華厳観音堂

取調書

一、所在地

山口県周防国吉敷郡上宇野令村字法泉寺

二、名称

建仁寺派建仁寺末十刹中本寺正宗山萬年寺受持

三、本尊

聖観世音菩薩開帳仏

四、事由

協立 達磨大和尚 惠慶大禪師

永享二年（月日不詳）大内周防権介持盛公菩提所トシテ造営、御法名ニヨリ大梅山観音寺ト号、年歴不詳、備中守毛利熙元為菩提所安芸国吉田村へ創立、叡谷山大通院ト号、御法名ニヨリ号スルナリ、其後慶長八年毛利輝元卿防長打入ノ際、大梅山観音寺ト合併、后慶長十九年冬侍従長門守右近衛権少将從四位下秀就公大梅山大通院ト改メ給フ、其右大観寺ト改メ御維新ノ際住職帰俗シ大見ト称ス、為メ二萬年寺ノ受持トシ白華厳観音堂ト改ム

第一種 創立ノ由緒ニヨリテ之ヲ見レハ、文明十八年以前ノ創立ニシテ、則チ第一種ニ該当スルモノニ有之候

第四種 沿革ノ要領ニ記スル如ク、住職帰俗事故ノ為メ証拠物現在セザルモ、現ニ武門ノ帰依アリタルコトヲ知ルヲ得ヘリ、

且大内家毛利家等ヨリ毛黒印地ヲ賜ヒシコト有之
第七種 観音堂八元観音寺附属之堂宇ニシテ、永享二年ノ創建

ニ係リ、観音堂トシテ八巨大ナルコト及著名ナルコト地方ニ
於テ其比ヲ見ズ、之ニ依テ之見バ第七種ニ該当タルモノナラ
ンカ

五、建物

堂宇 正南 東衝 三間五尺一寸・四間、板葺、

此坪数一四坪
建設年代 永享二年月日不詳

六、境内地 民有第一種 三拾坪平地

七 永続基本財産

一、壹百円 内務省ヨリ御下賜第百十国立銀行預
式百円 毛利家ヨリ寄附 毛利家へ預込

(貼紙) 整理公債証書額面参百円

一、金五円
一、旧公債証書額面金五拾円券一枚残額式十七円

一、金五拾円
一、金三円五十銭

一、金五十銭

成立事由

整理公債証書参百円ノ内壹百円八明治十九年内務省ヨリ永続
保存資金トシテ御下賜相成、明治廿一年二月十七日無記名整
理公債証書購入、残額式百円八明治廿一年毛利元徳公ヨリ永
続保存資金トシテ御寄附相成、明治廿一年二月十七日無記名
整理公債証書購入

利子 旧公債廿七円八明治廿二年十二月十五日整理公債利子ヲ以

テ購入
五十円八以前ヨリノ寄付金

三円三十銭八明治廿四年度整理公債ニ対スル利子
五十銭八明治廿七年度旧公債賦金残額

管理ノ方法

整理公債証書壹百円(内務省ヨリ下賜金ニテ購入ノ分)ハ、住職
ノ名儀ヲ以テ第百十国立銀行山口支店ニ保護預ニ致シ居候
整理公債証書式百円(毛利元徳公ヨリノ寄附金ニテ購入ノ分)、信
徒惣代ノ名儀ヲ以テ毛利家用達所ニ保護預ニ致シ居候
五円八、住職ノ名儀ヲ以テ第百十国立銀行ニ預込
旧公債廿七円八、信徒惣代ノ名儀ヲ以テ毛利家用達所ニ預ケ
有之候

五十円八、明治廿四年五月一日萬年寺先住職岩永真兼并二信
徒惣代ノ名儀ヲ以テ武田美三郎ニ貸附ニ致居候

三円三十銭八、明治廿四年十月十五日萬年寺先住職岩永真兼
并二信徒惣代ノ名儀ヲ以テ大深重就へ貸附ニ致居候

五拾銭八、住職并二信徒惣代ノ元ニ有居候

支出方法

堂宇修繕等金子支出ヲ可致儀有之候節ハ、住職信徒惣代協議
ノ上、監督官庁ノ許可ヲ得而シテ支出仕リ居候

〔八、宝物〕〔九、境外地〕〔十、絵図面〕 省略

右ノ通り取調候処相違無之候

山口県吉敷郡上宇野令村白華殿観音堂受持

萬年寺住職 佐藤徳嚴

「四、事由」の記述は、明細帳作成以降、少しずつ積

み上げられて、徐々に厚みを帯びてきた「観音堂」の由

緒がまとめられたものである。

社寺明細帳は「国家の公簿」であり、あくまでも、統治する側にとつての管理台帳である。その調製にあつては「古社寺保存資金」への対処をはじめとする、政府の都合が念頭に置かれていたことは言うまでもない。種々の許認可にあつては、「明細帳」や「四百年前建物調査」への記載事項が担保とされる、つまり、古建築としての真正性を保証する方程式がそこには用意されていたのである。

そうした中央の意図とは別に、文書の往復が繰り返されるなかで、地域（山口県・吉敷郡・上宇野令村・萬年寺）にとつては、寺院のみならず寺院という空間の構成要素としての建築物個々の「由緒」を再確認・再認識するという気運が高まつていったものと思われる。

山口は、幕末に藩の政庁が移され、その後、県庁所在地としての機能が整備されていった都市である。しかし、近世期に、毛利家の居城が萩に置かれた関係で、「防長の中心地ではなかった」という空隙がもたらす不安を払拭する意味からも、その向こうに見える、中世「大内の時代」へとつながるといふ歴史性（＝由緒）の強調は、山口という空間にとつて、防長の中心地としての立場を

確保するために、欠くことのできないものであった。そのためにも、アイデンティティを確かめ自信を深めるためにも、「大内の時代」にまでさかのぼることのできる建造物の由緒は貴重なものであった。それが、たとえ、大内時代の残像にほかならなかつたとしても、そこまで時間をさかのぼることのできる由緒を有する古建築は、山口という地域にとつて「守るべきもの」として、このほか強く意識されたとしても不思議はないと思われる。古建築の由緒は、山口が防長の中心であるべきだとのロジックの構築にも援用されたことであろう。

内務省や毛利家に向けられた保存金や寄附金にまつわる嘆願書に縷々述べられている「由緒」の実像については、冷静に理解する必要があるが、山口にあつては、「大内の時代」に連なる記憶は強調されるべきものとして大切にされていたと思われる。

(2) 由緒の完成

次に掲げる史料⑤は、大正初期に実施された「観音堂」の洞春寺境内への移築に際する寄附金募集にあつて作成された趣意書である。それは「観音堂」の由緒の強調と再生産の到達点と言える。

史料⑤

「法泉寺観音堂移転趣意書」(毛利家文庫12社寺九二)

(史料中の波線は筆者による。)

>

法泉寺観音堂移転趣意書

山口県周防国吉敷郡山口町大字上宇野令法泉寺観音堂八、元大内氏廿一代周防権介盛公菩提ノ為メ、永享二庚戌年二建立セル観音寺大伽藍ノ一部ナル仏殿ナリ、爾來其ノ變遷ヲ略述スレハ、當時隆盛ヲ極メタル大内氏八中ビテ、毛利氏ノ世トシテ、輝元公萩城ハ移転ノ時、其ノ祖先備中守照元公、香花所トシテ茲二靈牌ヲ遷座シ大通院ト改称シ最モ佛依深カリシ為メ、永ク毛利家ノ厚キ保護ノ下ニ大伽藍ヲ持統スルヲ得タリ、然レドモ明治三年、一般ノ改革ニ伴ヒ、同院モ毀廢スルノ止ムナキニ至レリ、然レドモ大伽藍中ノ一宇ヲ存留シ、後世ニ其ノ古跡ヲ知ラシムルハ聊カ開山闢基ノ遺靈ヲ慰ムル所以ナルヲ信ジ、茲ニ安置セル本尊聖観音菩薩ノ法光ヲ伝ヘタリ、去レト維持ノ目途ヲ失ヒ修理スルノ資金ナキヲ以テ日一日破類スルヲ以テ一般信者ノ寄附ヲ仰キ、聊カ修理ヲ加ヘ、同時ニ其ノ筋工具申セシニ、速ニ嘉納セヨリ、内務省ヨリ保存資金トシテ一百円ヲ下附セラレ、又毛利家ヨリモ貳百円ヲ寄贈セラレ、此等ノ利子ヲ以テ小修繕ヲ為シ、纔ニ雨露ヲ凌ギ今日ニ至ルモ、固ヨリ一時ノ弥縫策ニ過ギズ、四百八拾三年ノ星霜ヲ經タル古建築ヲ施サ、レバ腐蝕ヲ来シ崩倒且タニ迫レリ、今ニ於テ大修繕又ハ改築ヲ施サ、レバ腐蝕ヲ来シ崩倒且タニ迫レリ、今モ現在ノ堂宇ハ四面田園ノ中ニ孤立シ且ツ一人ノ堂守モナク香花ヲ手向クル能ハス、日々ノ掃除モ出来ズ境内蔓草茫茫、動モスレバ狐狸ノ戯場トナル、如此ル本尊聖観音菩薩ノ尊威ヲ汚スニシラズ、風致ヲ害シ故跡ヲ滅スルニ至ラン、且ツ同地ハ風当リ烈シケレバ破損シ易ク、到底永久ニ堂宇ヲ保存スルハ好適所ト謂フベカラズ、内務省ヨリ諭告セラレタル建物保存方ノ趣旨ニモ悖ルノ恐アリ、現状ヨリ荒涼ヲ目撃シ在昔ノ莊嚴ヲ追懷スレバ、軋々惻怛措ク能ハザル八人情ノ然ラシムル所ナリ、此ノ際有志ノ喜捨ヲ仰キ該堂宇ヲ洞春寺境内ニ移転改築セバ、建物保存上ニモ適ナルベ

ク、且ツ朝夕仏前工香花ヲ手向ルヲ得ン、從來洞春寺二大内氏歴代ノ尊像ヲ祀リアレバ、之ヲ該堂宇ニ移シ、且ツ洞春寺傳來ノ法華經千部会、則チ左記ノ元就公百余度ノ征戰中ニ於テ陣没セル自他ノ幽魂ヲ追弔センガ為メ、當寺開山嘯岳和尚二囑シ発願セラレタル千部会御願文ノ趣旨ニ基キ、同法会ヲ層一層盛大ニシ、右観音堂ハ国ニ殉セシ忠魂義魄ノ靈牌ヲ安置シ、之ヲ防長ノ大忠魂堂トシ、例年四月旧二倍スル莊嚴ナル法要ヲ營弁シテ、防長忠死者遺族方モ参拜セシメントス、左スレバ、一八山口トシテ忘ラザル大内氏ノ祖先ヲ祀ルコトヲ得ベク、一八君國ニ殉セシ防長ノ英靈ハ永ク法雨ニ潤ヒ、遺族ハ仏恩ヲ悦ハシ、且ツ千部会ノ擴張八元就公ノ神慮ヲ慰メ、加之二百余年ノ古建築物ハ保存ノ基礎確立スベシ、然レトモ、右堂宇移転改築シ其ノ他此ノ拳ヲ貫徹セントスルニハ、勲力ヲサシ資金ヲ要スベシ、仍テ茲ニ聊カ観音堂ノ由緒経歴ヲ叙述シ有志諸彦ノ贊助ヲ求メ此ノ企圖ヲ完成セントス、仰キ冀クハ吾力微薄志ノ存スル處ヲ洞察セラレ、一臂ノ援助ヲ賜ハランコトヲ

大正元年十月

日

洞春寺住職 荒川道隆

四 洞春寺観音堂の誕生

写真は、『重要文化財洞春寺観音堂修理工事報告書』(一九五二)に収録された洞春寺境内移築前の「観音堂」の外観写真である。屋根の傷みや全体のゆがみが写し出されている。

「観音堂」は、明治四十年(一九〇七)九月の暴風雨



(おそらく台風)被害により、大がかりな修繕を要する状態に陥っていたと思われる。同様のダメージを負っていた瑠璃光寺五重塔は、翌年四月に根本修理が要望されたが、予算と技術者の手配の都合により応急修理での対応となり、波板トタンを用いた屋根葺き替えて急場をしのいでいる。

この暴風雨被害に対応する「観音堂」の修繕願を確認できるのは明治四十三年八月のことである。当初は、現地での修理が念頭に置かれていたようである。洞春寺境

「洞春寺観音堂」が誕生するまで (浅川)

内地への移転計画がもちあがった動機は特定できていない。文部省による許可文書には、その理由として「田園中二孤立シ四面寂寞ニシテ風当り烈シク」(「寺院仏堂」大正六年(県庁戦前B九七〇))とある。

ここで、「観音堂」の移築事業が完了した大正初期の山口の状況に注目してみたい。

この時期、山口においては、県庁舎・県会議事堂(大正五年十一月落成式)に加えて、同じく洋風建築として、日本赤十字社山口支部庁舎も新築された(大正五年十月落成)。また、瑠璃光寺五重塔の屋根葺き替えを含む解体修理も行われた(大正五年九月落成式)。「観音堂」の移築はほぼ同時期にあたる。これらは、県都(県庁所在地)としての山口の偉容を整える作業であり、また、防長の中心地としての山口を描き出す都市デザインの実践とも言える。

「観音堂」が移築された洞春寺は毛利元就の菩提寺であり、毛利家香山墓所や瑠璃光寺五重塔にも近接する。いわば山口の奥津城とも言える場所であり、山口の由緒を体感できる場所である。管理上の問題もあつたであろうが、「観音堂」が安置される場所として、洞春寺境内

地が選ばれたのは必然とも言える。「観音堂」は、まさに、史料5に見える「防長の大忠魂堂」として再生されたのである。

この移築に関しては、「修繕見積書（山口町今小路）杉山作平）」「屋根葺仕調明細見積（山口町円政寺町）檜皮師佐々木信三郎）」などが、当館県庁文書「寺院仏堂」（大正三年）（県庁文書・戦前B九六六）に綴じ込まれており、工事内容を推測することが可能である。

保存資金に加えて、毛利家からの寄附にも支えられて「観音堂」は洞春寺境内に移築され、大正四年四月十七日に落成式が挙行された（「防長新聞」）。

移築を終えた「観音堂」は大正六年八月十三日、八坂神社本殿、古熊神社本殿とともに国の特別保護建造物に指定された。

その直前、文部省からは、特別保護建造物指定の判断材料として、またしても「観音堂」の由緒（に関する報告書）の提出が求められていた（大正五年八月十九日に建物を視察した文部省宗教局技師関野貞の指示による）。ここでも、建造物にまつわる由緒が必要とされていたことがわかる。提出された「由緒」は、移築事業の寄附趣

意書とほぼ同内容であった（大正六年「寺院仏堂」（県庁戦前B九七〇））。

「由緒」は地域における古建築の存在感やオリジナリティを際立たせる大切なピースであった。やや謎めいた「時の積み重ね」が醸し出す穏やかな雰囲気、今日もなお人々を魅了し、そして、現地に誘うのであろうか。

（参考文献）

- ・『東京国立博物館百年史』（一九七三年）
- ・西村幸夫「建造物の保存に至る明治前期の文化財保護行政の展開―歴史的環境―概念の生成史 その1・その2」（日本建築学会論文報告集（第三四〇号、一九八四年）（第三五一号、一九八五年））
- ・西村幸夫「保存すべきものとしての建築」の登場（『建築雑誌』Vol.112 No.1410、一九九七年）
- ・山崎幹泰「明治前期社寺行政における「古社寺建造物」概念の形成過程に関する研究」（二〇〇三年）
- ・清水重敦『建築保存概念の生成史』（二〇二二年、中央公論美術出版）
- ・光井渉『日本の歴史的建造物 社寺・城郭・近代建築の保存と活用』（中公新書、二〇二一年）
- ・関野貞『アジア踏査』東京大学総合研究博物館（二〇〇五年）
- ・森本和男『文化財の社会史―近現代史と伝統文化の変遷』（二〇一〇年、彩流社）

■文書館蔵の「観音堂」関連史料概略

月 日	件名	宛	作成【文書番号】	宛地名 (備考代号)	件名 No.	備考 (「約」は関連文庫「1」は「一」)
明治15年 (1882)						
A 2	寺院明細帳 (備年寄)		萬年寺住持藤竹下惠參 堀中惣代 (石井梅次・岩光重吉)	寺院明細帳 (帳前B882)	-	
B 2	寺院明細帳 (備年寺寄持観音堂)		萬年寺住持藤竹下惠參 堀中惣代 (小池田進・竹田兼三郎)	寺院明細帳 (帳前B883)	-	内務省社寺局の指示にLP作成【明細帳】
C 11	7 四百年前建築物調査	府県	内務省山田廣代理事・藤松方正義 【内務省文58】	内務省通達 【収布通達類194】	-	内務省からの調査指示【四百年】
D 11	28 四百年前建築物調査	郡役所・戸長役場	県令原保太郎代理理事部長友田節江地 山口県之188】	県庁通達書 【県布通達類77】	-	●県からの調査指示【四百年】 ●明治16年9月内務省宛上申【推測】【四百年】
明治17年 (1884)						
A 4	14 旧物保存費補助願	県令原保太郎	萬年寺住持藤竹下惠參 信徳惣代 (小池田進・武田兼三郎・大塚重敏)	寺院事務 (明治18年) 〈帳前B1003〉	36	観音堂修繕に備えて内務省補助を要請【保存金1】〔白詰〕〔修繕〕
明治18年 (1885)						
A 9	19 旧物保存費補助願	県令原保太郎	萬年寺住持藤原永貞集 信徳惣代 (小池田進・武田兼三郎・大塚重敏)		35	補助要請の過願 (明治17年A) 【保存金1】〔白詰〕〔修繕〕
B 9	28 古建築物保存費補助願	内務局	県令代理書記官 【西歴表453】		36	上申【明治17年A】 【保存金1】〔四百年〕
C 9	29 旧物保存費補助願	萬年寺住持	県令代理書記官		35	回答【真筋】=内務省へ通達中【明治18年A】【保存金】
D 10	13 観音堂保存費	県令代理 個人書記官野馬彦	社寺局長内務大書記官丸岡勝 【局81】	寺院事務 (明治18年) 〈帳前B1003〉	48	●観音堂境内地の個人所有地の扱いに関する指示 ●「明細帳」〔四百年前建築物調査〕記載事項の照会について(察会【確認・調査指示】 【明治18年B】) 【保存金1】〔明細帳1〕〔四百年〕
E 10	24 観音堂保存費	五枚郡上宇野今村戸長役場	山口県庶務課【西暦甲1267】		48	●照会に対する回答【明治18年D】 【保存金1】〔明細帳1〕〔四百年〕
F 10	28 観音堂取調書	県令原保太郎	萬年寺住持藤原永貞集 信徳惣代 (小池田進・武田兼三郎・大塚重敏)			●観音堂境内地寄附証書交付(武田兼三郎)
G 12	5 観音堂保存費	(内務省) 社寺局長 (丸岡勝)	書記官 (野馬彦) 【庶57901】			●照会に対する回答【明治18年D E F】 【保存金】
H 12	28 古物保存費下付	山口県	内務大臣伯山藤有朋 【山甲199】	寺院事務 (明治19年) 〈帳前B1004〉	16	●法興寺観音堂保存費金の内へ100円下付 【保存金】 ●指示(下付金監与方法(取戻)の決定/年未には計算取調書提出/「境内建築物平致・位置」景況見取回(作務))

「河春寺観音堂」が誕生するまで (浅川)

月日

件名

宛

作成先【文書番号】

簿冊名
(請求番号)

件名
No.

備考 ()列内関連文庫 0は予一

J	10	2	寺号届出願	奥知事原保太郎	御券奉還(文書番号)				
K	10	27	寺号届出願	内務大臣	知事(保乙6100)				
L	11	11	寺号届出願	内務大臣白根山藤有朋	知事(保乙6100)				
M	11	19	寺号届出願	観音堂信託総代理佐分	知事				
N	12	12	古社保存金計算書	吉敷郡役所	第一部第三課 (帳簿B1007)				
O	12	21	古社保存金計算書	吉敷郡上宇野各村戸長成場	第一部第三課				
P	12	19	古社保存金計算書	吉敷郡上宇野各村戸長成場	第一部第三課				

明治21年 (1889)

A	2	6	保存資金整理公債証書取込	奥知事原保太郎	萬年寺住職藤永貞集				
B	2	6	保存資金銀行定期預取取込	奥知事原保太郎	萬年寺住職藤永貞集				
C	2	13	保存資金銀行定期預取取下	萬年寺住職	(第一部第三課戸籍掛)【乙814】				
D	2	20	整理公債保連願	奥知事原保太郎	萬年寺住職藤永貞集				
E	2	28	整理公債保連願	萬年寺住職	知事				
F	6	10	保存資金整理公債証書取付	奥知事原保太郎	信託總代理 萬年寺住職藤永貞集				
G	6	15	保存資金整理公債証書取付	萬年寺住職	知事【乙3596】				
H	12	24	下送願	山口県戸籍掛	信託總代理 (大深重就・小池回遊・栗田美三郎)				
I	12	25	保存資金整理公債証書取付	萬年寺住職外	萬年寺住職				

明治22年 (1889)

A	6	6	保存資金整理公債証書取付	奥知事原保太郎	萬年寺住職若久貞集				
B	6	7	保存資金整理公債証書取付	萬年寺住職若久貞集	信託總代理(大深重就・栗田美三郎)				
C	12	9	公債取付取下願	奥知事原保太郎	信託總代理 (小池回遊・大深重就・栗田美三郎)				
D	12	9	公債取付取下願	萬年寺住職若久貞集	信託總代理 (小池回遊・大深重就・栗田美三郎)				
E	12	28	観音堂永続資本整理公債証書取込	吉敷郡役所	御券事務(明治22年) (帳簿B1009)				

「河春寺観音堂」が誕生するまで (淺川)

「洞春寺観音堂」が誕生するまで (浅川)

月日	件名	項	作成【文書番号】	簿記名 (請求番号)	件名 No.	備考 【】内は関連文書【】は1~7
明治23年 (1890)						
A 7	公卿札取下願	奥平 (第一御第三課) 戸籍掛	信定忠代 (小池)池田、大津重就・武田眞三郎	寺院事務 (明治23年) (帳簿B1012)	3	【保存金】 観音堂整理公卿証書(主つる札、(6月分) 【主2500文】御返進 (明治23年7月19日) 萬年寺住職松永真集・信定忠代・山口副才戸籍掛
B 7 18	公卿札取下(伺)	萬年寺住職助				
明治24年 (1891)						
A 1 23	整理公卿証書取下願	奥知事原保太郎	信定忠代 (小池)池田、大津重就・武田眞三郎	寺院事務 (明治24年) (帳簿B1014)	2	【保存金】 2「整理公卿証書」(額面百円、明治21年3月2日山口奥平第一御第三課預) 明治24年1月23日返納
B 1 23	公卿証書取下(伺)	萬年寺住職松永真集助 第一御第三課				
明治26年 (1893)						
A 2 6	寺院境内山井反別訂工願	奥知事原保太郎	信定忠代 (奥原)亮・斎藤政一・熊丸藤吉	寺院事務 (明治26年) (帳簿B1016)	9	明細帳訂正【明細帳】 了策(御前)
B 2 23	明細帳訂工願	萬年寺住職松永真集助	知事(原保太郎)			●明治24年の風書別紙の「修繕願」 →被掛技術(原被掛)、被掛原因(立地)に書及 36→「修繕員見直し」見直しは別添付 ●修繕が急がれること、修繕費の捻出(高利・親子・保存金利子)について書及 【修繕】【保存金】
C 5	観音堂修繕願	奥知事原保太郎	信定忠代 (原)原善介・町田平馬、熊丸正之介)	寺院事務 (明治27年) (帳簿B1017)	3	萬年寺住職松永真集の「修繕願出」に対する不明了箇所取組指示 【明細帳】【保存金】【四百年】
D 11 18	観音堂修繕願	吉敷郡長(正木善介)	内務部長(吉田房一)【121228】			
明治27年 (1894)						
A 1 15	観音堂修繕願却下	内務部長吉田房一	吉敷郡長(正木善介) 【(吉田)房一】60】			明治26年11月18日付三乙第11228号「修繕願出」に関する不明了箇所取組(明治26年D)※ 3「乙」の受取回答にあわせて、明治26年提出の「修繕願出」(明治26年C)取扱い再出【修繕】 (明治27年A)※受けて、明治26年提出の「修繕願」返却【修繕】
B 1 17	観音堂修繕願却下	吉敷郡長(正木善介)	内務部長(吉田房一)			●明治26年5月提出「修繕願」(明治26年C) →訴訟事項(明治26年D)※(3)を説明、「修繕願」再提出(上中) ●「修繕員見直し」算定規則「寺院明細帳訂工願」は別添付 【修繕】【保存金】【由緒】【明細帳】
C 3 6	観音堂修繕願に係る上申	吉敷郡長正木善介	萬年寺住職松永真集 信定忠代 (町田)平馬、松原善介、熊丸正之介)	寺院事務 (明治27年) (帳簿B1017)	36	【明治26年D】明治26年11月18日付三乙第11228号「修繕願出」に関する不明了箇所取組「指示 を公まつて」【修繕】に「乙」池田、(明治27年C)【修繕】
D 3 15	修繕願迅速二付御申	山口奥知事原保太郎	吉敷郡長正木善介			明治26年5月「観音堂修繕願」(明治26年C) →保存金利子支払認可(乙)公卿証書先立希望却下、「修繕急務」維持方法検討指示 【修繕】【保存金】【明細帳】
E 4 9	観音堂保存金支払	萬年寺住職松永真集助	知事(原保太郎)			

月日	件名	所	作成・添付(文書番号)	宛名称 (請求番号)	件名 No.	備考 (『』は関連文書 [1]は序一頁)
F 4 9	観音堂明徳焼釘正	吉教郡長	(内務) 部長	寺院事務 (明治27年) 《観前B1017》	36	【明治27年C】明徳焼釘正「問屋」(たむ)「保存金」申請方法・維持方法について(検討)指示。 【修繕】【保存金】【明徳焼釘】
G 3 17	観音堂保存資金	内務部長吉田勝一	吉教郡長(庄木基介) 【吉教郡役所29】			明治27年2月22日「三」第209号の回答 【保存金】
H 3 31	観音堂保存資金	吉教郡長(庄木基介)	内務部長(吉田勝一)【Z2214】		31	武田美三郎・大深重太郎の預け金処分について(明治27年G)を受けて 【保存金】
明治28年 (1895)						
A	古寺取調書 (白草焼観音堂)	山口県知事大浦兼武	青年寺住持鶴伝孫徳隆	古社寺取調書 《観前A社寺123》	—	吉教郡寺院に関する取調書簿冊 【白焼】【保存金】
B 10 12	観音堂焼釘修理 (白草焼観音堂大坂二付御向)	山口県知事大浦兼武	青年寺住持鶴伝孫徳隆 信徒惣代 (信原喜介・後藤熊太郎・熊丸丑之介)			●異議消滅書により修繕経緯の訂正が、明治28年、再度大坂重(上層焼釘修理) ●観音堂取調の別、別封保存、私体を青年寺に安置、後日直道「焼釘 ●修繕費用として保存金下付を申請 【修繕】【保存金】
C 10 15	観音堂焼釘修理	山口県知事大浦兼武	吉教郡長庄木基介	寺院事務 (明治29年) 《観前B1020》	18	【明治28年B】 進達 (吉教郡長明申) 保存金か50総代の買付について(議案)【保存金】
D 10 21	観音堂焼釘修理に關する件	吉教郡長	部長			●【明治28年D】 照会(寺事取調)回答 ●「永続調査勘定帳写 (明治19年末から明治28年2月)」「買付金帳書写(明治28年12月奥書)」添付 【修繕】【保存金】
E 12 6	観音堂焼釘修理	吉教郡長	部長			【明治28年B】 風災被災による修繕額に關して、修繕費見附書提出指示 【修繕】
F 12 13	観音堂修繕	内務部長吉田勝一	吉教郡長庄木基介 【吉教郡役所1637】			
G 12 25	観音堂修繕	吉教郡長	部長 【三29183】			
明治29年 (1896)						
A 3 7	観音堂修繕	吉教郡長代理	部長 【三1729】			明治28年12月25日付三乙之第9138号による照会事項(明治28年G)未回答二付催促(修繕見積書提出督促)
B 3 23	修繕費見積書	内務部長吉田勝一	吉教郡長坂本昭 (吉教郡役所420)			明治28年12月25日付三乙之第9138号(明治28年G)【明治29年A】 に対する回答(修繕費見積書提出)
C 3 26	観音堂修繕	吉教郡長	部長 【三22483】			【明治29年B】 に関する取調指示→見積書提出指示(覆札「常木」・大工見附)
D 4 18	修繕見積書	内務部長吉田勝一	吉教郡長坂本昭 (吉教郡役所598)			【明治29年C】の指示を受けて(修繕見積) (4月14日開票) 再提出 【修繕】
E 4 25	観音堂修繕	吉教郡長	部長 【乙347】			【明治29年D】 に関する記載内容取調指示……【明治29年G】との関連 →修繕経費・保存金か50総代負担理由 【修繕】【保存金】
F 5 25	(観音堂修繕) 追願	山口県知事大浦兼武	萬年寺住持鶴伝木本基俊 信徒惣代 (信原喜介・後藤熊太郎・熊丸丑之介)	寺院事務 (明治29年) 《観前B1020》	18	●明治28年10月12日付け観音堂修理(明治28年G)の追願 ●観音堂大坂(明治24年・26年の風雨による腐根抜却)のため修繕申請、所在地は該当が 強し、奇附や保存金対子の運用をめぐり反りた程度、重なる修繕で経費支出困難、明治29年4月「修繕見積書提出督促」【修繕】
G 6 6	観音堂修理追願	山口県知事大浦兼武	吉教郡長坂本昭 【吉教郡役所52】			【明治28年B】 追願書進達、修繕計帳書中の不明箇所訂正中
H 6 16	観音堂修繕	内務大臣	知事 【三1634】			●修繕費使用に関する覚書(明治29年F) →保存資金か50の修繕費充当の場合(事後の保存金増額維持方法の再検討)を要する旨指示 【修繕】【保存金】
I 6 27	観音堂修繕履歴	山口県知事大浦兼武	内務省社寺局長安成廣一【甲47】			【明治29年H】「修繕費使用」に関する照会(取調事項) 【修繕】【保存金】
J 7 4	観音堂修繕履歴	吉教郡長	部長 【三1705】			【明治29年I】「修繕費使用」に係る内務省社寺局からの取調照会伝達 【修繕】【保存金】

「河春寺観音堂」が誕生するまで (淺川)

「洞春寺観音堂」が誕生するまで (浅川)

月日	件名	宛	作成・文(文書番号)	関係名 (請求番号)	件名 No.	備考 (「内」は関連文庫「1」がー
K 7 10	観音堂修繕に関する取組	吉教郡長坂本邸	吉教郡上字寺村長竹下進介		18	●《明治29年J》の照会に対する回答(関係字の無い)
L 7 11	観音堂修繕	内務部長吉田清一	吉教郡長坂本邸			●《明治29年K》の伝達
M 7 20	観音堂修繕	内務部長吉田清一	吉教郡長坂本邸【吉教郡役所1186】			●《明治29年J》照会事項に対する取組回答【修繕】【保存金】
N 7 28	観音堂修繕	吉教郡長	郡長【三Z7450】			●《明治29年M》回答の不明確所について再調査指示【修繕】【保存金】
O 8 3	開申書	吉教郡役所	吉教郡上字寺村役場			●《明治29年M》回答の不明確所について再調査指示【修繕】【保存金】 ●《明治29年N》の照会事項に対する照会(7月30日付吉教郡役所戸籍1454号)に対する回答【修繕】【保存金】
P 8 5	観音堂修繕額	内務部長吉田清一	吉教郡長坂本邸 【吉教郡役所1272】	寺院事務(明治29年) (帳簿B1020)		●《明治29年N》の観音堂修繕費用に関する照会事項への吉教郡長回答【修繕】【保存金】
Q 8 17	観音堂修繕	社寺局長	知事【Z78981】			●《明治29年J》の観音堂修繕費用に関する照会に対する回答 ●《明治29年P》の「欠付帳」
R 9 4	修繕費使用/件	山口県知事(大浦兼哉)	内務大臣(白根龍樹)返動 【内務省指令甲447】			●《明治29年J》「修繕費使用/認可(開出届)」【保存金】【修繕】 ●《明治29年K》「修繕費使用/認可/修繕額5093銭6厘(保存金金のみ支出)【保存金】【修繕】
S 9 4	修繕費使用	山口県知事大浦兼哉	内務省社寺局長安伴一郎			●《明治28年B》《明治29年F》「修繕届」に対する認可 ●《明治29年E》「修繕届」に対する認可 ●《明治29年G》「修繕届」に対する認可 ●《明治29年H》「修繕届使用/認可/修繕額5093銭6厘(保存金金のみ支出)【保存金】【修繕】
T 9 10	観音堂修繕支出	萬年寺住職二本大至俊	知事【甲13821【Z6043】			●《明治29年I》「修繕届」に対する認可 ●《明治29年J》「修繕届」に対する認可 ●《明治29年K》「修繕届」に対する認可 ●《明治29年L》「修繕届」に対する認可 ●《明治29年M》「修繕届」に対する認可 ●《明治29年N》「修繕届」に対する認可 ●《明治29年O》「修繕届」に対する認可 ●《明治29年P》「修繕届」に対する認可 ●《明治29年Q》「修繕届」に対する認可 ●《明治29年R》「修繕届」に対する認可 ●《明治29年S》「修繕届」に対する認可 ●《明治29年T》「修繕届」に対する認可 ●《明治29年U》「修繕届」に対する認可 ●《明治29年V》「修繕届」に対する認可 ●《明治29年W》「修繕届」に対する認可 ●《明治29年X》「修繕届」に対する認可 ●《明治29年Y》「修繕届」に対する認可 ●《明治29年Z》「修繕届」に対する認可
明治30年(1897)						
			萬年寺住職二本相至俊 末永惣代			同北郡松根村字五反田内田地の売却出願 【明テZ7211(30.7.29)】【開テZ6894(30.7.17)】
A 6 16	田地売却願	山口県知事秋山忍卿	同北郡廻山社檀皇院住職笠山謙隆 法類 (明武)廻山田村務藤蔵住職富村宗孝・同 妙佐々並村西住僧佐々木進栗			32 6.16「理由書」(萬年寺住職→知事)／6.16「開申書」(監祭宗建仁寺兼管長竹田兼壽)／ 6.24「開申書」(萬年寺住職→知事)／6.26「照会事項」(内務部長→吉教郡長)／7.6「開申」(吉教 郡長)／7.28「訂正報告」(吉教郡長→知事)／8.5「指令(開前)」(知事→萬年寺住職ほか カ)
B 8 9	田地売却の件延期願	山口県知事秋山忍卿	萬年寺住職二本相至俊 桐葉惣代 (洞野)桐葉・山本兼五郎・熊丸藤吉 (洞野)桐葉・山本兼五郎・熊丸藤吉	寺院(明治30年) (帳簿B1021)		35 8.16「進達」(上字寺村長)／8.17「回答(相違無し)」(知事)
			萬年寺住職二本相至俊 桐葉惣代 (洞野)桐葉・熊丸藤吉・山本兼五郎 (洞野)桐葉・熊丸藤吉・山本兼五郎			
C 7 15	境内土地区域変更延期願	山口県知事秋山忍卿	萬年寺末法類 洞野桐葉・山本兼五郎・熊丸藤吉・向山 田村務藤蔵住職富村宗孝・向佐々並村西 林寺住僧佐々木進栗			43 9.20「開出届」(内務省指令甲83(内務大臣山崎山員配一内務省)／9.29「指令伝達」(甲1561(知 事→萬年寺住職)／9.29「明確化訂正報告」(知事→内務大臣) 【詳細表】
			萬年寺住職二本相至俊 法類総代洞野惣佐々並村西住僧住職 佐々木進栗 桐葉惣代 (洞野)桐葉・山本兼五郎・熊丸藤吉	寺院一件(明治31年) (帳簿B1022)		寺有地3カ所／毛利元昭公認祭に売却／売却金を萬年寺末永福濟金に充てる／福濟金の毛利家へ 6の取り入れ依頼
D 6 1	土地買い上げ願	公卿毛利元昭 (兼令田中一介)				
E 6 24	地所売却願(前甲)	山口県知事秋山忍卿	監祭宗建仁寺管長竹田兼壽			●《明治30年D》開申

月日	件名	発元	作成(発文書番号)	期別名 (請求番号)	件名 No.	備考 (『河内朝蓮文庫』[1]は「一」)
F 7/20			公瀬毛利家財産主管毛利五郎 万年寺住職二本相至俊			「蘭面之遺承状」(明治30年D)「蘭面上に朱書志
G 7/30	地所売却願	山口興知事秋山恩卿	本深造「代阿武郡蒲川村彈昌院在願蒲川 法親阿武郡山田村預庵院住職山村宗孝」 同阿武郡庄之並村西林寺住職佐々木兼 備家忠代 (河野朝藏・山本逢五郎・熊丸磨吉)	寺院一件 (明治31年) (院前 B1022)	6 [乙1643] 萬年寺所有山林を公瀬毛利家に寄進す (河内朝蓮代金毛利公継家に預ける→刹子金 を継持資金に充てる) 吉敷郡役所等領 (明治30.8.18吉敷郡役所13651) / 明徳院庶載 事項との整合確認 (明治30.12.21)	
明治31年 (1898)						
A 1/12	湯外地売却	萬年寺住職二本相至俊	知事【乙1643】	寺院一件 (明治31年) (院前 B1022)	6 (明治30年G) 「問答届」	
明治32年 (1899)						
A 10/15	寺号復旧/件	山口興知事古沢滋 福家忠代 (新深造「河野朝藏・熊丸磨吉」 法親萬年在寺年 阿武郡庄之並村西林寺住職二本相至 俊・山田村預庵院住職山村宗孝)	萬年寺住職山田達隆 福家忠代 (河野朝藏・熊丸磨吉)			寺号復旧の願出 (萬年寺から須磨寺へ) / 「復旧願」中の萬年寺改称年月(乙)にて「明徳院庶載 事項」の題語について「指掛」→「復旧願」返却 (11月6日山口興、11月8日吉敷郡役所)
B 10/23	寺号復旧/件	山口興知事古沢滋	監済兼建仁寺兼管長竹田茂徳	寺院 (明治32年) (院前 B949)	19 副申『明治32年A』	
C 11/3	寺号復旧願	山口興知事古沢滋	吉敷郡長坂本路 [吉敷郡役所1512]		『明治32年A』	
D 11/14	寺号復旧願	山口興内務部	吉敷郡役所 [吉敷郡役所1564]		『明治32年A』再提出 (11月6日の返却を受けて) [寺号復旧]問答届K (明治32年A)	
E 11/21	寺号復旧/件	萬年寺住職山田達隆ほか56名	知事【乙5916】			
明治36年 (1903)						
A 6/13	副置下付願	山口興知事坂田千代三郎	須磨寺住職山田達隆		31 保存資金公債利子ほか (明治33年6月・明治35年12月) の預け入れ願出	
B 6/19	副置下付願	須磨寺住職山田達隆	知事 (坂田千代三郎)	寺院 (明治36年) (院前 B953)	31 保存資金公債利子ほかの山口安金庫への預け入れ承認	
C 12/8	副置下付願	山口興知事山田達隆	須磨寺住職山田達隆		33 保存資金公債利子 (明治36年7月・12月) の預け入れ願出	
D 12/15	副置下付願	須磨寺住職 (山田達隆)	知事 (渡辺誠)		53 保存資金公債利子の山口安金庫への預け入れ承認	
明治37年 (1904)						
A 6/30	副置下付願	山口興知事渡辺誠	須磨寺住職山田達隆	寺院 (明治37年) (院前 B954)	29 保存資金債利子 (明治37年上半年) 6円25銭の預け入れ願出	
B 7/11	副置下付願	須磨寺住職山田達隆	知事 (渡辺誠)		29 保存資金債利子の山口安金庫への預け入れ承認	

「河春寺観音堂」が誕生するまで (浅川)

「洞春寺観音堂」が誕生するまで (後川)

月日 件名 所 作成・添(文書番号)

源部名 (請求番号) 件名 No.

備考 ()内は関連文書 []はフー

明治39年 (1906)		明治43年 (1910)	
A	4 6巻の書 (伊勢忠太郎行)	山口県知事遊辺殿	寺院社仏堂 (明治39年) (戦前B956)
B	7 5冊書下付類	山口県知事遊辺殿	11 内務省古社寺保存会委員伊藤重忠氏による洞内古社寺調査 (4月4日(四百年建速物)として複製) 保存庫金公債判子 (明治39年(上半季) 6円25銭の預り入札額出)
C	7 11 冊書下付類	洞春寺住職野川道隆	26 保存庫金公債判子の山口(現金庫への預り入札額)
明治43年 (1910)			
A	3 3巻香堂権付可願	山口県知事遊辺殿	14 武田實三郎への賞付金処分について (本人死亡(明治36年)に3巻香堂権付放棄)
B	4 2 巻付金要領/件	洞春寺住職野川道隆 内務部長 内務部長 内務部長 白河原洞春寺保存会管理者 栗山道隆 香徒総代 (熊丸白之介・竹内真太・織田信介)	49 誓字修繕への保存金判子使用許可の額出 / 「願書修繕見解書」(8月19日(三好市太郎見解書)) / 「保存庫金」内部添付
C	8 24 判子金使用許可願	知事遊辺殿	
D	9 19 願	保存金判子使用印(誓字修繕) 寺住職野川道隆	「保存金判子使用」誓字修繕許可
大正元年 (1912)			
A	10 法政寺観音堂移転趣意書	山口県知事遊辺殿	—
B	12 15 誓字移転 (熊甲)	山口県知事藤淵悦太郎	3 「願書」堂移転申請に添付 (大正2年A)
大正2年 (1913)			
A	1 11 冊書下付類	山口県知事遊辺殿	10 保存庫金公債判子 (明治45年1月・大正元年11月) 11円の預り入札額出 保存庫金公債判子 (明治45年1月・大正元年11月) の山口(現金庫への預り入札額)
B	1 1 25 冊書下付類	洞春寺住職野川道隆	
C	3 3 移転願	洞春寺住職野川道隆 熊徒総代 (熊丸白之介・竹内真太・織田信介) 院守真備寺住職藤野藤表 法類瑞穂寺住職佐藤嘉芳	「洞内」寺務堂長の訓申書(一九一三年) / 「大正元年10月15日付」移転地明細書「移転費取支子算明細書」(移転修繕見解書 (大正2年2月・4月)付) / 「洞内」議事録(大正2年1月、福沢明成・木橋三郎) / 「教団」工・右田院開講 (大正2年2月・松本篤介) / 「洞内」面談(各40分の1) 18頁
D	3 24 誓字移転 (熊甲)	山口県知事藤淵悦太郎	3 連達・訓申 (大正2年C)
E	4 4 誓字移転 (熊甲)	内務大臣	「大正2年C」 移転資金(600余円 (有志者補助)より充当)
F	5 5 誓字移転 (熊会)	山口県知事藤淵悦太郎	移転見解書に対する懇会 (仏堂の由緒) (大正2年C)
G	5 10 誓字移転 (洞淵照会)	吉敷郡長 (要二)	出願に右の如く洞淵照会 (仏堂の由緒) (大正2年C) (大正2年F)

月日	件名	宛	作成(文書番号)	宛名称 (請求番号)	件名 No.	備考 (「」内別冊文書【1は1-1-2
H 5/29	誓字移転(回答)	内務部長岡中正道	吉教部長藤原二 【吉教部宛所番14621】	寺院仏堂(大正3年)	3	照会に対する回答(大正2年F)(大正2年G) 由緒が江口町寺名鑑への回答/近藤清石(山口名跡)明徳園の記述を添付(近藤清石文庫62-6-5)(大正2年C)(大正2年F)
I 10/20	誓字移転(回答)	内務省宗教局長	知事	(帳簿B966)		
大正3年(1914)						
A 1/20	誓字移転許可	山口県	文部大臣奥田義人(文部省口宗9)		3	要請への回答(大正2年E)
B 1/23	誓字(誓持願書)	洞春寺	知事【指令版1280】	寺院仏堂(大正3年)	3	移転申請許可(大正2年C)
C 1/22	古寺保存調査年末封筒書	山口県知事赤星淵次郎	洞春寺住職荒川通隆	(帳簿B966)	21	明治31年刊之第4号に添うて報告 進達(大正3年C)
D 2/27	(大正2年度)	山口県知事(原)淵次郎	吉教部長			
大正4年(1915)						
A 1/20	寺有田地売却処分	山口県知事赤星典太	洞春寺住職荒川通隆			寺有地(山口町大字上宇野寺境内2087番地)売却(洞立公会堂建設用地) →代金を維持基金に購入(大正4年1月20日/田地売却金維持方法書1添付)
B 1/21	訓甲	山口県知事赤星典太	洞春寺住職荒川通隆	寺院仏堂(大正4年)	10	寺有地売却(洞立公会堂建設用地)→売却金(代金を維持基金)に購入(大正4年A)
C 1/27	添願	山口県知事赤星典太	洞春寺住職荒川通隆	(帳簿B966)		
D 2/12	通願	山口県知事赤星典太	洞春寺住職荒川通隆			寺有地売却(洞立公会堂建設用地)→明確帳簿記入願【明確帳】 (洞立公会堂敷地=寺有地)(奥書)2月12日山口町長証明
E 2/12	証明願	山口町長佐間久吉	洞春寺住職荒川通隆			大正4年1月20日願(寺有地売却)件許可(大正4年A)
F 2/17	土地売却/件	洞春寺	知事(赤星典太)【指令版285】			大正4年2月12日願(明確帳土地)記入/件許可(大正4年D)【明確帳】
G 2/17	土地売却/件	洞春寺	知事(赤星典太)【指令版285】			
参考	4/17	観音堂移築落成式挙行	防長新聞(大正4年4月15日)「洞春寺唯摩堂」			
大正5年(1916)						
A 2/3	訓書下附	山口県知事森金榮義	洞春寺住職荒川通隆	寺院仏堂(大正5年)	8	観音堂移築落成式制子金(大正4年1月+12月分、11円)の山口宗金庫への期入願書(承認書)下附の申請【保存金】
B 2/12	訓書下附	洞春寺住職荒川通隆	長官(森金榮義)	(帳簿B966)		【大正5年A】期入承認【保存金】
C 7/14	特別保護建造物購入願	文部大臣高田早苗	洞春寺住職荒川通隆			【明確】【保存金】
D 6/28	特別保護建造物購入願	文部大臣高田早苗	洞春寺住職荒川通隆	寺院仏堂(大正5年)	86	●大正5年3月「移転許可」大正4年4月「移築」 ●参考資料として写真添付
E 7/20	特別保護建造物購入願	文部大臣	洞春寺住職荒川通隆	(帳簿B970)		特別保護建造物購入願添付の訓甲(大正5年C)
F 9/28	特別保護建造物購入願	文部省宗教局長	洞春寺住職荒川通隆			特別保護建造物購入願添付の訓甲(大正5年C) 【大正5年E】吉教部(山口)洞春寺境内観音堂特別保護建造物購入願書1の参考資料として、49頁の(田)積書1添付【洞春員長特別保護地調査(大正5年8月19日)での指示に基く】

「洞春寺観音堂」が誕生するまで(続川)

「洞春寺観音堂」が誕生するまで (浅川)

月 日 件名 宛 作成・発【文書番号】 原題名 (請求番号) 件名 No. 備考 ()内は関連文庫 []は一マ

大正6年 (1916)					
A	2 13	特別保護建築物等指定調査	山口県知事林市蔵	文部省大臣官房栗田勝三郎(宛宗?)	特別保護建築物指定のため名称「祈禱事項」の確認依頼／明細帳に「観音堂」移転記載未記入(大正3年4月23日捺印許可)《大正3年B》【明細帳】
B	2 17	特別保護建築物等指定調査	吉敷郡長(佐竹唯雄)	内務部長(大賀蓮次郎)【学586】	
C	3 3	特別保護建築物等指定	文部省宗教学局長(栗田勝三郎)	知事(林市蔵)【学586】	文部省宗教学局長からの照会の応答《大正6年A》
D	3 3	特別保護建築物等指定	山口県知事(林市蔵)	文部省宗教学局長(栗田勝三郎)	96 回答を速達《大正6年A》
E	3 3	特別保護建築物等指定	文部省宗教学局長(栗田勝三郎)	知事(林市蔵)【学586】	電報《大正6年A》での照会に対する回答催促
F	3 9	特別保護建築物指定ほか	知事(林市蔵)	文部省宗教学局長栗田勝三郎【文部省口宗5】	電報《大正6年C》と内容
G	3 14	明細帳異動報告	文部省宗教学局長(栗田勝三郎)	知事(林市蔵)【学586】	15 大正6年3月3日付学第586号による回答了済／明細帳に附する不備事項の調査回答指示《大正6年D》
H	8 17	特別保護建築物等指定	吉敷郡長(佐竹唯雄)	内務部長(大賀蓮次郎)	大正6年8月13日付文部省告示第137号及同138号(官報第1510号)／告示内容の御座江寺への通知指示